

ふるさと納税寄附金のワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは？

確定申告を必要としない給与所得者等に限り寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になる制度です。

ワンストップ特例制度が適用される為の条件

- ①「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先の自治体へ提出すること
- ②もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ③1年間（同年1月1日～12月31日）の寄附先が5自治体以下であること
※1つの自治体に複数回寄附しても1カウントとなります

留意事項

- ①（転居による住所変更など）申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」をふるさと納税先自治体へ提出することが必要です。
- ②ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む。）や、5自治体を超えて申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となるため、確定申告で寄附金控除を申請してください。
- ③ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。
（ふるさと納税をした翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。）

ふるさと納税ワンストップ特例の適用をご希望される方へ

平成28年より、個人番号の記載が必要です。また、個人番号の番号確認・身元確認のため1～3のいずれかの書類が必要となります。

- 1 個人番号カードのコピー（表と裏）
- 2 通知カードのコピー（表と裏） と A又はBのコピー
- 3 個人番号が記載された住民票のコピー と A又はBのコピー

A 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 のいずれか一つ（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）。

※必要な場合は表と裏のコピーをお願いします。

B 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）